

横芝都市計画(案)の縦覧について

横芝都市計画区域における航空機騒音障害防止特別地区の変更にあたり、案がまとまりましたので、次のとおり縦覧します。

案の縦覧

期間

8月2日(火)～16日(火)
午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日を除く

※都市建設課(役場庁舎2階)、千葉県都市計画課(県庁中庁舎7階)

内容 横芝都市計画区域の航空機騒音障害防止特別地区の変更

※県庁での縦覧時間については、下記へお問い合わせください。

意見書の提出

この地区の変更の案について、ご意見のある方は、そのご意見と住所、氏名等を記載した書面(意見書)を、知事あてに提出してください。

なお、意見書を提出できる方は、町内に住所のある方

(法人を含む)または案に係る利害関係を有する方です。

①意見書の提出先

都市建設課(〒289-11793 横芝光町宮川11902)まで持参または郵送してください。

なお、住所、氏名等を記載する意見書の様式は、縦覧場所にて配布しています。

②意見書の提出期間

8月2日(火)～16日(火)
※郵送の場合は、8月16日(火)の消印有効

③意見書の取扱い

都市計画の決定を行う際は、千葉県都市計画審議会の議決を経ることとされており、提出されたご意見には、その要旨を審議の判断資料の1つとして審議会に提出します。

◆問い合わせ

都市建設課管理計画班

☎(84)1217

千葉県県土整備部都市計画課

☎043(223)3376

山武市・九十九里町・横芝光町合同就職面接会

一度に多くの企業の情報を集めることができ、面接なども行える絶好の機会です。

とき

8月30日(火)
午後1時～4時

ところ

蓮沼スポーツプラザ(山武市)

参加費

無料

その他

予約不要、履歴書持参

◆問い合わせ

産業振興課商工観光班
☎(84)1215

浄化槽(単独・合併)の定期清掃について

浄化槽は、定期的に清掃(汚泥の引き抜き)を行わないと、槽内に汚泥等がたまり、悪臭の発生や河川等を汚染する原因となります。定期的に組合の許可を受けた左記業者に依頼し、適切な清掃をしましょう。

なお、浄化槽清掃は、法律に基づき1年に1回以上の実施が義務づけられています。

対象地域	横芝地域にお住まいの方	光地域にお住まいの方
清掃許可業者	(株)五十嵐商会 東金営業所 ☎0475-58-5249	(株)トーソーエンバイテック ☎72-4231
	(株)新興ウォーターマネジメント工業 ☎0475-54-2231	(株)加藤設備 ☎63-8277
	(有)環境衛生センター ☎0475-58-2304	(株)旭住宅 ☎63-8150
	(有)渡辺清掃 ☎0475-58-3308	(株)五十嵐商会 海匠営業所 ☎84-1119
	(有)甲斐浄化槽サービス ☎0475-77-1717	(有)光クリーンセンター ☎84-2244
	(有)成東浄化槽センター ☎0475-82-0202	旭衛生センター(株) ☎63-9551
	(直営) 山武郡市広域行政組合 環境アクアプラント ☎0475-54-0511	(有)いしげ水質管理センター ☎63-2282
問い合わせ	山武郡市広域行政組合 環境アクアプラント ☎0475-54-0511	(有)銚子浄化槽管理センター ☎73-3840
		(有)ユート・アメニティ ☎84-3270
		東総衛生組合 光クリーンパーク ☎84-0409

◆問い合わせ 環境防災課環境班 ☎(84)1216